



国 監 告 第 13 号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 5 年度  
財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和 5 年 12 月 22 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 稗 田 美菜子

## 令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

### 1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく監査

### 2. 監査の対象

- (1) 国立市教育委員会教育部生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）
- (2) 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）

### 3. 監査の範囲

令和4年度財団に係る補助金等の出納等

### 4. 監査の期間

令和5年10月27日（金）～令和5年12月21日（木）

### 5. 説明等聴取及び実査日

令和5年11月21日（火）及び令和5年11月22日（水）

### 6. 監査の主眼

#### (1) 市所管部局（生涯学習課）

- ①補助金等財政援助の決定は、法令等に適合しているか。
- ②補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は、明確か。  
また、公益上の必要性は、十分か。
- ③補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は、適正か。
- ④補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告等によりなされているか。
- ⑤補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止、拡充等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ⑥補助事業または補助金等の交付団体に対する指導・監督は適切に行われているか。

#### (2) 補助金交付団体（財団）

- ①補助金交付団体の事業計画書、事業報告書、収支予算書、決算報告書等と市所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ②補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ③補助事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果をあげているか。  
また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

④補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は、適正か。

また、領収書等の証拠書類の整理、保存は、適切か。

⑤補助金等に係る収支の会計経理は、適正か。また、団体の責任体制は明確か。

⑥補助金等の精算報告は、適正かつ適時に行われているか。

また、精算に伴う返還金の返還時期等は、適切か。

## 7. 監査の方法

当該補助金等に係る財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が、関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類を審査し、また、担当職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

## 8. 監査の結果

生涯学習課における財団への補助金等の交付に関する事務及び財団における補助事業の実施、出納その他の事務については、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善及び検討を要する事項などが見受けられたことから、次のとおり指摘事項及び要望事項として記すので対応されたい。

なお、本報告時点で既に改善が見られる事項についても、今後に生かすため、そのまま記載する。

### < 指 摘 事 項 >

#### 1 生涯学習課

##### (1) 所管部局の補助金の効果検証について

財団へ出捐金を出している立場上、補助金対象事業に対し、指導及び助言を行う権利があるが、今回はそういう案件がなかったということであった。しかしながら、交付した補助金の効果についての検証がされていなかった。

今後は財政状況が不透明な中で、時代の変化や状況に対応した事業を実施していくことが求められる。所管部局においても補助金の使途の効果検証を行い、その結果を翌年度以降の事業に反映できるよう、必要な指導や助言へとつなげる仕組みを作られたい。

#### 2 財団

##### (1) お年玉切手の取り扱いについて

実査時に郵券の確認をしたところ、お年玉切手についての取り扱いが館によって違っていたので、統一されたい。

＜ 要 望 事 項 ＞

1 財団

(1) 補助金対象事業の事業評価について

市からの補助金を利用して行った自主事業について、事業評価は内部で行ったものであった。事業評価の仕組みを、財団の外部にも作り、その意見が公開されるよう要望する。

**9. 監査対象の概要**

(1) 市所管部局（生涯学習課）

①職員配置状況(令和5年3月31日現在)

単位：人

組織名	課長	課長補佐	係長	主査	主任	主事	会計年度 任用職員 1種	会計年度 任用職員 2種	合計
生涯学習課	1		3		2 (1)		5	1	12 (1)

※兼務職員は除く。( ) の数字は再任用職員の再掲人数。

②事務分掌

生涯学習課

社会教育・文化芸術係

- ア 社会教育委員、文化財保護審議会委員及び文化財調査員に関すること。
- イ 社会教育施設間の連絡調整に関すること。
- ウ 社会教育施設の整備計画に関すること。
- エ 生涯学習の振興及び施策の推進に関すること。
- オ 社会教育関係団体の育成及び指導に関すること。
- カ 文化財の保護に関すること。
- キ 芸術文化の振興に関すること。
- ク 新生活運動に関すること。
- ケ 社会教育関係諸行事の企画及び実施に関すること。
- コ 社会教育資料の収集及び作成に関すること。
- サ 社会教育関係の指導者の養成に関すること。
- シ 社会教育に係る教育行政相談に関すること。
- ス その他社会教育に関すること。
- セ 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団に関すること。

ソ くにはたちの集いに関する事。

タ 課内の庶務に関する事。

#### 社会体育係

ア スポーツ推進委員に関する事。

イ 社会体育及びレクリエーションの総合企画、指導及び実施に関する事。

ウ 社会体育事業の開催及び奨励に関する事。

エ 社会体育関係団体の育成、指導及び助成に関する事。

オ 学校開放に関する事。

カ その他社会体育に関する事。

キ 公立文化・スポーツ施設の管理運営に関する事。

## (2) 補助金交付団体 (財団)

### ① 団体概要

ア 名称 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団

イ 所在地 東京都国立市富士見台2丁目48番地の1

ウ 代表者 理事長 竹内 光博

エ 設立年月日 昭和62年7月3日

(平成23年4月1日 公益財団法人へ移行)

オ 設立者 国立市

### ② 目的及び事業

文化・スポーツ事業等を企画実施して、市民の文化、健康の向上を図り、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とし、次の事業を実施している。

ア 市民の芸術文化振興の企画と実施事業

イ 郷土に関する文化の伝承と振興事業

ウ 市民のスポーツ及びレクリエーション振興の企画と実施事業

エ 市民の自主的な文化・スポーツ活動の奨励及び団体の育成事業

オ 市より受託する文化・スポーツ及び健康増進事業

カ 市より受託する施設の管理運営事業

キ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ク ア～キの事業を推進するために行う付帯サービス事業

### ③ 役員・評議員及び事務局・職員配置状況

ア 役員 理事 8名 (常勤1名、非常勤7名) ※理事長は非常勤  
監事 2名 (非常勤2名)

イ 評議員 8名 (非常勤8名)

ウ 事務局 事務局長 1 名（常勤理事が兼務）他 48 名

エ 職員配置状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

単位：人

組織名	課長	館長	主査	主任	主事 (学芸員)	嘱託員	臨時職員	合計
総務課	1					2		3
市民芸術小ホール		1	1			12	3	17
郷土文化館		1	1		3	6	3	14
市民総合体育館		1	2			11		14

※上記の表は、理事長（非常勤理事）と事務局長（常勤理事）を除いた人数。

#### ④補助金交付状況

財団が、市から交付された後、精算し、返還した令和 4 年度分の補助金は、次のとおりである。

ア 交付額 66,660,000 円（事業費及び管理費補助金として）

イ 返還額 596,432 円

以上